

令和8年度 兵庫県住宅供給公社 事務員募集のお知らせ

1 募集内容

(1) 職 種

事務員（非正規職員）

(2) 採用予定人員

10名程度

(3) 職務内容

公社賃貸住宅等の管理に関する事務（窓口業務も含む）及び一般事務

※配属先については、面接等による本人の希望や職務適応力等を勘案し、採用決定時（令和8年3月中旬頃）にお知らせします。

※配属先の担当業務により、公用車(AT 軽自動車等)の運転が必要な場合もあります。

※採用の翌年度以降は、組織改編等により、配属先や業務内容に変更が生じることがあります。

(4) 勤務場所

神戸市中央区下山手通4丁目18番2号 兵庫県公社館

※欠員の状況により、明舞事務所（明石市松が丘2丁目3番7号 松が丘ビル）へ配属になる場合もあります。

(5) 任用予定期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

※勤務実績に基づく能力実証等により、4回を上限に再度の任用を行う場合があります。

※採用の翌年度以降は、組織改編等により、配属先や業務内容に変更が生じることがあります。

(6) 勤務条件等

① 初任給（地域手当を含む。）

218,800円～229,193円

※ 給料月額の算定は、当公社事務員相当の職歴により個別に決定します。なお、給料月額の個別照会には応じられませんのでご了承ください。

※ 地域手当の支給割合は、給料月額の9.4%

※ 給与改定によって変更されることがあります。

② 諸手当

地域手当、通勤手当、扶養手当、住居手当、超過勤務手当のほか、期末手当及び勤勉手当も正規職員に準じて、それぞれの規定によって支給されます。

※期末手当・勤勉手当は年間計4.57月（今年度実績）※在職期間・勤務状況の実績に応じた割り落としあり

③ 勤務時間及び勤務日数

週37時間30分（1日につき7時間30分）

月曜日から金曜日までの週5日

④ 休 暇

年次有給休暇（10日）、夏季休暇（有給5日）等任用条件に応じた各種休暇（有給・無給）があります。

⑤ 社会保険

雇用保険、健康保険、厚生年金保険に加入します。

2 受験資格

- (1) 令和8年4月1日現在で18歳以上の方（年齢の上限はなし）
- (2) 学校教育法に基づく高校卒業以上の方
- (3) 次に掲げる事項のいずれにも該当しない方
 - ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ② 兵庫県、兵庫県住宅供給公社において、懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ③ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者
- (4) Word、Excel等のパソコン操作ができる方
- (5) 次のいずれかに該当する方
 - ① 給与・社会保険事務の経験がある方
 - ② 不動産業務に精通している方
 - ③ 一般事務職の経験がある方

3 選考方法

(1) 書類選考

選考後、合否結果を応募者全員に通知します。

（書類選考合格者には、下記の筆記試験及び面接試験についてご案内）

(2) 選考試験

令和8年2月5日（木）予定

- ・筆記試験（SPI適正検査：約110分）
- ・面接試験（個別面接：一人20～30分程度）



【筆記・面接試験 会場案内図】

兵庫県住宅供給公社

神戸市中央区下山手通4丁目18番2号

（兵庫県公社館内）

- ・神戸市営地下鉄「県庁前駅」徒歩約3分
- ・JR・阪神「元町駅」徒歩約7分

4 申込先及び申込方法

兵庫県住宅供給公社ホームページ (<https://www.hyogo-jk.or.jp/>) に掲載の所定の応募書類（令和8年度 兵庫県住宅供給公社 事務員採用選考 申込書に写真を貼付したもの）を提出してください。

応募期限 令和8年1月20日（火）17時必着

〒650-0011 神戸市中央区下山手通4丁目18番2号

兵庫県住宅供給公社 総務部総務課

（兵庫県公社館2階）TEL（078）232-9511

※所定の応募書類のほか、職務経歴書（A4版・様式任意）を添付することも可。

※郵送（簡易書留）または直接持参（平日9時～17時）。

※郵送の場合は、封筒表面に「事務員」応募書類在中と必ず朱書きすること

5 注意事項等

- (1) 書類選考後、合否結果を通知しますが、1月29日（木）までに未着の場合は、1月30日（金）午前中に総務課までお問い合わせください。
- (2) 最終合格者（採用内定者）については、採用に必要な書類（採用前健康診断書、住民票記載事項証明書、誓約書など）を期日までに提出し、その後採用決定となります。
- (3) 履歴書等の記載内容に虚偽または不正があることが判明した場合は、採用を取り消すことがあります。